

預かり保育をお申込みの方へ (保育無償化にかかる新2号支給認定のための書類)

※この案内をよくご覧になり内容を確認したうえで、園へご提出ください。

対象者	3歳児から5歳児クラスの子どもで、保護者の就労などの理由により保育の必要性が認められる場合
提出書類	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由を証明する書類（就業証明書など） ※令和5年度認可保育所申請で役場に提出済の場合は省略可能 <input type="checkbox"/> 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 <input type="checkbox"/> 世帯全員のマイナンバーカードまたは通知カードの写し <input type="checkbox"/> 申請者（保護者）の本人確認書類（運転免許証の写しなど写真つきのもの） <u>※マイナンバーは申請書に記入せず、本人確認書類の写しと合わせて封筒に入れ糊付けしてください。</u> <u>※マイナンバーは、入園申請でも同じものを提出いただきますが、預かり保育分でもあらためて提出してください。</u>
申請書の提出先	須恵南幼稚園
記入についての問合せ先	須恵町役場子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459（直通）

預かり保育無償化の手続き

- ①上記の提出書類を提出し「新2号」の支給認定をうけます。
 ※必ず、預かり保育を利用する月よりも前に余裕をもって提出してください。
 ※提出が遅れると無償化の対象とならない期間が生じることがあります。
- ②3か月ごとに園へ償還払いの申請書と預かり保育料の領収証を提出します。
 ※償還払いとは、予め決められた料金を支払い、後から助成される方法です。

●無償化の対象額

毎月の預かり保育利用日数 × 450円 = A
 預かり保育料無償化の上限額 11,300円 = B
 AとBのいずれか低い方が助成額となります。



※夏休み等長期休業中で上限額を超える場合も、上限額までの助成となります。
 ※他の月に上限を超えない月があっても、その分を補てんすることはできません。

保育を必要とする事由・書類一覧

- 保育を必要とする事由が変わることにより、認定の内容が変更になる場合があります。
家庭状況の変更があった場合は、保育の必要性の認定を変更する手続きをしてください。
- 認定の有効期間が切れると、無償化の対象外となります。

保育を必要とする事由		認定期間	証明する書類
就労	1か月に64時間以上の就労 (原則1日4時間以上の就労が必要) が常態である場合	就労している期間	就業証明書
妊娠・出産	出産のため保育が困難である場合	出産(予定)月と 前後2か月以内の 合計5か月以内	出産予定日が記載さ れているものの写し (検診補助券など)
保護者の 疾病・負傷・障害	疾病・負傷・障害により通院や療養が 必要で保育が困難である場合や、障がい 者手帳等の交付を受けている場合	その事由による保育 を必要とする期間	医師の診断書(所定様 式あり)または障がい 者手帳等の写し (身体障害者手帳・精 神障がい者手帳など)
同居親族等の 介護・看護	長期にわたり、疾病の状態や精神・身 体に障がいを有する状態にある同居 親族を常時介護(看護)している場合	その事由による保育 を必要とする期間	介護(看護)状況申立 書および被介護者に 関する書類(介護保険 被保険者証の写し等)
災害復旧	震災・風水害・火災 その他の災害の 復旧に当たっている場合	その事由による保育 を必要とする期間	罹災証明書の写し
求職活動	保護者が求職活動(起業準備を含む) を行っている場合	3か月	就労誓約書
就学	保護者が就学(職業訓練校等における 職業訓練を含む)している場合	卒業または修了予定 日の月末まで	在学証明書(学生証) の写し
育児休業	保護者の内、どちらかが育児休業中 である場合	原則出産後1年を経 過する日の月末まで (ただし待機となり育児 休業期間を延長する場 合は当該児童が1歳6か 月になる日の月末まで)	復職証明書
その他	その他 保育が必要であると認められる場合	その事由による保育 を必要とする期間	保育が必要であることが 分かる客観的な書類